資料No. 3

砂山公園プールの今後について

市民部文化スポーツ課

1　前回までの経過

（1）全員協議会（令和８年２月４日開催）

令和８年２月４日開催の全員協議会において、砂山公園プールの今後の在り方の検討に当たって、令和８年度及び令和９年度以降の実施方針を以下のとおり示した。

令和８年度

- プールは休場とする。
- 擬岩・ストレートスライダー撤去等、安全確保の面で必須となる工事を実施する。
- その他必要となる修繕箇所や今後の在り方を検討するため、専門業者による調査を実施する。
- 市民アンケートの結果（令和７年度）や専門業者による調査結果、議会の意見等を踏まえ、施設の在り方を検討する。

令和９年度以降

- 擬岩等の危険箇所を撤去した状態でプールを暫定的に開場し、引き続き施設の在り方を検討する。

（2）市長定例記者会見（令和８年７月６日開催）

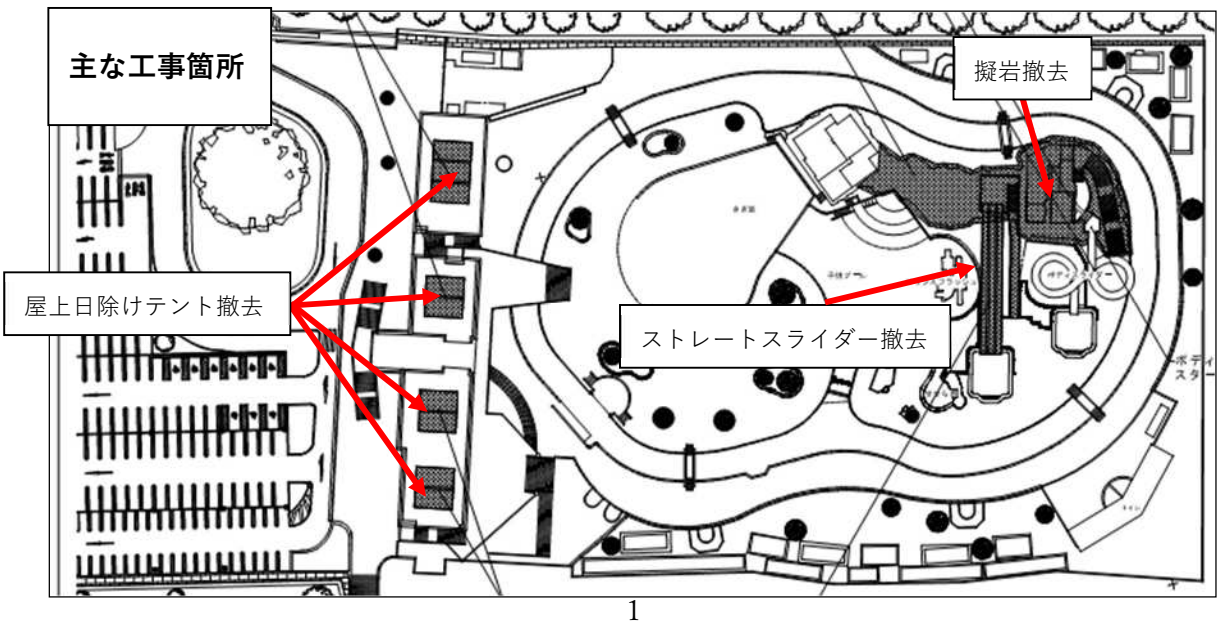
市長定例記者会見（発表案件以外の質問）において、以下の方向性を表明した。

- 砂山公園プールは令和９年度以降何年か営業しつつ、老朽化の状況も踏まえて、今後の施設の在り方について検討し、今後の方針を出す。

2　安全対策応急修繕工事（擬岩・ストレートスライダー撤去等）

令和９年度の開場に向け、利用者の安全確保を目的とした安全対策応急修繕工事を現在実施している。主な工事内容としては、擬岩やストレートスライダー、屋上日除けテントの撤去である。

令和８年度契約額（工事請負費）	88,000 千円



3　暫定開場のために必要な追加修繕・工事

砂山公園プール及び付帯遊戯施設等の劣化状況を把握し、施設利用者が安全に利用するために必要な修繕箇所及び修繕方法を明確にすることを目的として調査業務を委託し実施している。正式な調査結果については 12 月に提出される予定である。（令和 8 年度契約額 8,580 千円）

また、委託業務以外で判明した追加修繕は下表（※）のとおりである。

＜業務内容＞　①　既存遊戯施設等現況調査　　②　プールサイド及び付帯設備劣化調査

③　不良個所修繕の概算経費積算　　④　報告書作成・納品（12 月予定）

必要な追加修繕・工事（R 8.10 時点）
ア　調査結果による安全対策応急修繕・工事（こどもプール修繕、せせらぎプール通路修繕ほか）
イ　調査結果による安全対策応急工事（防風ネット改修工事、さざ波プール修繕）
ウ　ろ過装置修繕ほか※
エ　海岸臨時駐車場整備修繕、造波装置修繕ほか※

注：上記ア・ウについては、工期の都合上、暫定開場に間に合わせるために令和 8 年 11 月補正が必要

4　暫定開場期間中のプール運営

令和 7 年度までは、富士市振興公社が指定管理者となり施設を運営していたが、令和 9 年度以降の開場に当たっては、富士市振興公社が令和 8 年度末をもって解散予定であるため、施設の運営手法を検討する必要がある。

運営手法の検討にあたり、関係事業者にヒアリングを実施したものの、本施設は夏季のみの開場であり、プール運営に必要な人員の確保等に難しさがあり、現時点では新たな事業者の候補が見つかっていないことなどから、「指定管理」による運営は困難な状況である。

このため、暫定的に開場する場合は、「委託を含む直営」による運営を想定している。

5　令和９年度の暫定開場に当たって

（1）エアー水遊具の設置

ボディスライダーの休止やストレートスライダーの撤去により、大規模アトラクションがなくなるが、利用者の満足度を上げるため、サービスの低下を招くことがないよう、ボディスライダー着水プールに小学生低学年以下向けの「エアースライダー」、ストレートスライダー着水プールに「ビッグローラー」の設置を予定している。



エアースライダー



ビッグローラー

（2）キッチンカーの配置

令和 9 年度は食堂の営業が困難であることから、駐車場内にキッチンカーを複数台配置し、バリエーション豊かな商品を提供できるようにしたい。

（3）日除けテントの設置

利用者が安全安心に利用できるよう、熱中症対策として管理棟屋上及びプール外周に日除けテントを設置したい。

＜令和 7 年度と令和 9 年度の主な設備状況の違い＞

	令和 7 年度	令和 9 年度
流水プール	○	○
ボディスライダー	○	×（休止）
ストレートスライダー	×	×
エアー水遊具	－	○
さざ波プール	○	○
こどもプール	○	○
水遊具（バケツ）	○	○
食堂	○	×
キッチンカー	－	○

6　令和９年度以降の方針

砂山公園プールを開場するためには、令和 8 年度から 9 年度にかけて追加修繕が必要であるほか、運営収支では差引き 62,000 千円程度／年の支出が必要となる見込みである。

本プールは、子育て世代を中心に、市民が水に親しむことができる希少な施設であること、スポーツ推進審議会からは「スポーツの理念や公共性、またこどもの権利といった点からも、水に触れ、親しむ経験の場は絶やさないようにしてほしい」という意見があったことなどから、令和 9 年度から開場したいと考えている。

このため、令和 9 年度の開場に間に合うよう、必要な追加修繕・工事、及び管理運営業務委託にかかる債務負担行為について、令和 8 年 11 月議会での補正予算案の上程を予定している。

また、利用料金については、開場に相応のコストが掛かる中、市民のための開場であるという目的を鑑み、市民料金は現状どおりとする一方で、市民以外の料金は値上げを検討しており、令和 8 年 11 月議会での条例改正案の上程を併せて予定している。なお、駐車場料金については、海岸臨時駐車場の整備や警備等の費用が掛かることから値上げについて現在検討しており、関係機関と調整を行っている。

令和 9 年度以降の開場期間中に並行して、施設の今後の在り方を継続検討していくが、レジャー施設として大幅リニューアルすることや、施設・設備が現状のまま使える限りプール運営を当面継続するなどの案がある。どのような案になったとしても、市民のためにプールは当面の期間存続したいと考えている。